「コロナ対応にかかる照会と要望」への大学回答(7/20確定版)

組合が 4 月 21 日に提出し、翌 22 日に照会・要望を 3 点追加した「照会・要望」に対して、5 月 26 日に大学から包括的な回答があり、それを 6 月 3 日に組合側で照会・要望の各項目で整理して大学に点検を要請していましたが、7 月 20 日に、5/26 回答の補足として大学回答がありました。以下は、6/3 整理を、7/20 大学回答を反映して確定版としたものです。

4/21・22「コロナ対応にかかる照会と要望」への各回答

1. 在宅勤務扱いについて

・濃厚接触もしくはその可能性がある場合、非正規雇用職員を含めて、在宅勤務扱いとする措置は、現在でも継続されていますでしょうか?

[大学回答] 濃厚接触者及びその疑いがある教職員(非正規職員を含む)の就業については、在宅 勤務又は自宅待機の措置としています。

2. 授業を通じた感染について(教職員の感染)

(1) 業務上の病気休暇扱いかどうか

・教職員が授業を通じて罹患した場合、それによって休む日の取扱いは、業務上の病気休暇としての取扱いとなる、ということで宜しいでしょうか。

[大学回答] 就業禁止は、就業を禁止し、休ませるもので、勤務や年休と同様に、期末・勤勉手当も含め、給与の減額は行いません。

(2) 期末・勤勉手当上の取扱い

・上記において業務上として取り扱われない場合でも、期末・勤勉手当の計算上は、出勤として 取り扱われる、ということで宜しいでしょうか。

[大学回答] 就業禁止は、就業を禁止し、休ませるもので、勤務や年休と同様に、期末・勤勉手当も含め、給与の減額は行いません。

(3) その他

・その他、教員が授業等を通じて感染した場合、どのような対応をしていただけるのでしょうか。

[大学回答] 上記の他、就業禁止の措置により業務に影響が生じないよう、業務分担の見直し等のできる限りの対応を行うこととされています。なお、教員の罹患に伴う授業の休講については、補講等の措置を講じることとされています。

3. 授業を通じた感染について(学生の感染)

(1) 制度・措置等の照会

・対面の必要な授業等が行なわれ、所定の感染防止対策をしてもなお、学生がその授業等を通じて罹患し、それによって教職員が責任を問われた場合について、教職員のためにどのような保障があるでしょうか。

[大学回答] 教職員・学生を問わず、所定の感染防止対策を講じたうえで罹患したことについて責任を問われることはないものと考えています。

(2) 要望

・困難な状況のもとで本学の授業等に従事する中で学生の感染が生じた場合、教員も一定の責任 を感じることにはなりますが、大学としても責任をもち、教員個人が責任を問われるというこ とのないようにしてください。

[大学回答] 教職員・学生を問わず、所定の感染防止対策を講じたうえで罹患したことについて責任を問われることはないものと考えています。

4. 医療従事者のワクチン接種関係

・医療従事者が業務上必要なワクチン接種をして、その結果、発熱等で休むことになる場合、業 務上の病気休暇としての取扱いとなる、ということで宜しいでしょうか。

[大学回答] ワクチン接種に係る就業の取扱いは、先行接種が行われている医療従事者に限らず、 ワクチン接種後の副反応(発熱や倦怠感等)により就業することが困難であると認める場合は、 病気休暇ではありませんが、職員が自宅で健康観察等を行うための特別休暇(准職員等にあっ ては年次有給休暇以外の休暇で、いずれも有給)が取得できます。

5. とくに、診断書について、何点か教えてください。

(1) 上記4の場合

- ・上記のワクチン接種に伴うケースの場合、病気休暇の申請に診断書は必要でしょうか。
- [大学回答] 上記のとおり、病気休暇ではありませんが、職員が自宅で健康観察等を行うための特別休暇(准職員等にあっては年次有給休暇以外の休暇で、いずれも有給)が取得できます。その際、診断書の提出は不要としています。
- ・上記において診断書が必要な場合、その費用は本人負担となるのでしょうか。

[大学回答] 上記については病気休暇ではなく診断書の提出は不要であり、その費用は生じません。

※「(2)診断書の費用について(上記4以外)」と「(3)日数と診断書の要否の関係」については、末尾に移動します。

6. 広く、covid19 対応上、教職員のための措置等

(1) 照会

・病院においては感染の危険は高く、それに対応して、救命救急診療手当の措置以外にも、教職 員のために基本的な対応が用意されているのではないでしょうか。その措置を教えてください。

[大学回答] 給与面については、救命救急診療手当以外の措置は行っていません。

(2) 要望

・上記照会と同様の措置が、病院以外の職場で働く教職員にも行なわれるようにしてください。 [大学回答] 要望については承りました。必要に応じ対応します。

<covid19 関係ではなく、病気休暇や診断書についての一般的な説明>

5. (2)(3)関係

※大学回答から、covid19 対応の関係でワクチン接種後の体調不良の対応は、あくまで特別な保障を臨時に設けたものであり、基本的には、診断書が必要な病気休暇の手続きとは無関係であることがわかりました。照会に応えて大学から、病気休暇、診断書について下記回答がありましたが、covid19 対応との混同を避け、病気休暇と診断書の関係について一般的に参照し易くするため、この項目の記載を末尾に回しました。

(2) 診断書の費用について(上記4以外)

・本学の現在の取扱いにおいては、一般に、業務上の病気休暇の手続きに診断書が必要な場合、 その費用は本人負担となるのでしょうか。

(3) 日数と診断書の要否の関係

・病気休暇の日数によってその手続きに診断書が必要か否かに違いがあるのではないかと思いますが、その日数について教えてくださいますようお願いいたします。

[大学回答((2)(3)共通)]

病気休暇における診断書の提出については以下のとおりで、取得費用は本人負担になります。

【請求する病気休暇の日数等】

- ①連続する8日以上の期間(当該期間における所定の勤務日数が3日以下である場合にあっては、 当該期間における所定の勤務日数が4日以上である期間)の病気休暇(生理日における勤務が 著しく困難な場合等を除く。以下同じ)を請求する場合
- ②病気休職から復職後3年以内において病気休暇を請求する場合
- ③メンタルヘルス不調による相当の期間にわたり連続した病気休暇から復帰後 3 年以内において病気休暇を請求する場合
- ④連続する4日以上8日未満の病気休暇を請求する場合
- ⑤請求に係る病気休暇の初日前 1 月間における病気休暇を取得した日(所定の勤務日に病気休暇を取得した日に限る。)の日数(1 日以外を単位とする病気休暇を取得した日は、1 日を単位とする病気休暇を取得した日として取り扱う)が通算して4日を超える場合

【提出書類】

①~③: 医師の診断書

④~⑤: 医師の診断書又は領収証、診療明細書、処方箋の写し等の通院の事実が証明できる書類